

ゆうゆうassistナーシングホーム北久里浜  
重要事項説明書

株式会社Y S Gホールディングス

2014. 7. 1改定

有料老人ホーム重要事項説明書

作成日 平成 26 年 7 月 1 日

1 事業主体概要

事業主体名	株式会社Y S Gホールディングス
代表者名	代表取締役社長 金杉 誠
所在地	横浜市中区長者町4-9-1
電話番号	045-662-2611
ホームページアドレス	http://www.ysl.co.jp/ysg_holdings/index.html
資本金(基本財産)	資本金10,000万円
主な出資者(出捐者)とその金額又は比率	1 長堀真己 (17.1%) 2 金杉誠 (14.1%) 3 長堀真樹子 (12.4%)
設立年月日	昭和23年8月28日
直近の事業収支決算額	(収益)3,078百万円 (費用)3,018百万円 (損益)49百万円
主要取引金融機関	㈱みずほ銀行、㈱三井住友銀行、㈱横浜銀行
会計監査人との契約	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有 ( )
他の主な事業	介護事業・損害保険代理店・ビル管理業等

2 施設概要

施設名	ゆうゆうassistナーシングホーム北久里浜	
施設の類型及び表示事項	類型	① 介護付 ( <input checked="" type="radio"/> 一般型・外部サービス利用型 ) 2 住宅型 3 健康型
	居住の権利形態	① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
	入居時の要件	1 自立 2 要介護 3 要支援・要介護 ④ 自立・要支援・要介護
	介護保険	① 市指定介護保険特定施設 (番号1471904951、指定年月日 平成24年10月1日) 介護専用型・ <input checked="" type="radio"/> 混合型・混合型 (外部サービス利用型) ・地域密着型・ <input checked="" type="radio"/> 介護予防・介護予防 (外部サービス利用型) 2 介護保険在宅サービス利用可
	居室区分	① 全室個室 (夫婦等居室含む) 2 相部屋あり
	介護に関わる職員体制	2.0 : 1 以上
	提携ホームの利用等	1 提携ホーム利用可 ( ) 2 提携ホーム移行型 ( )
開設年月日	平成 19年 3月 1日	
施設の管理者氏名	藤沼敏弘	
所在地	横須賀市根岸町3-2-14	
電話番号	046-838-5778	
交通の便	京急本線 北久里浜駅下車 徒歩2分	
ホームページアドレス	http://www.ysl.co.jp/ysg_holdings/ysgh_nursing/kitakurihama.html	

敷地概要	権利形態 <u>所有</u> ・ 借地 (借地の場合の契約形態) 通常借地契約・定期借地契約 (借地の場合の契約期間) 年 月 日～年 月 日 (通常借地契約における自動更新条項の有無) 無・有 敷地面積 721.22㎡																												
建物概要	権利形態 <u>所有</u> ・ 借家 (借家の場合の契約形態) 通常借家契約・定期借家契約 (借家の場合の契約期間) 年 月 日～年 月 日 (通常借家契約における自動更新条項の有無) 無・有 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上4階建( <u>耐火</u> ・準耐火・その他) 延床面積 1895.14㎡ (うち有料老人ホーム1895.14㎡) 建築年月日 平成19年3月1日建築 改築年月日 年 月 日改築 建築確認の用途指定 有料老人ホーム・その他( )																												
居室、一時介護室の概要	居室総数 40室 定員 40人(一時介護室を除く) (内訳) <table border="1" data-bbox="579 824 1362 1173"> <thead> <tr> <th></th> <th>居室定員</th> <th>室数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居室</td> <td>個室</td> <td>40室</td> <td>18.2㎡～18.2㎡</td> </tr> <tr> <td>うち2人定員</td> <td>室</td> <td>㎡～㎡</td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>㎡～㎡</td> </tr> <tr> <td>1人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>㎡～㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一時介護室</td> <td>個室</td> <td>室</td> <td>㎡～㎡</td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>㎡～㎡</td> </tr> <tr> <td>1人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>㎡～㎡</td> </tr> </tbody> </table>			居室定員	室数	面積	居室	個室	40室	18.2㎡～18.2㎡	うち2人定員	室	㎡～㎡	2人部屋(相部屋)	室	㎡～㎡	1人部屋(相部屋)	室	㎡～㎡	一時介護室	個室	室	㎡～㎡	2人部屋(相部屋)	室	㎡～㎡	1人部屋(相部屋)	室	㎡～㎡
	居室定員	室数	面積																										
居室	個室	40室	18.2㎡～18.2㎡																										
	うち2人定員	室	㎡～㎡																										
	2人部屋(相部屋)	室	㎡～㎡																										
	1人部屋(相部屋)	室	㎡～㎡																										
一時介護室	個室	室	㎡～㎡																										
	2人部屋(相部屋)	室	㎡～㎡																										
	1人部屋(相部屋)	室	㎡～㎡																										
共用施設・設備の概要(設置箇所、面積、設備の整備状況等)	共同生活室(ユニットケアの場合) 食堂 浴室(一般浴槽) 浴室(特別浴槽) 便所 洗面設備 医務室(健康管理室) 談話室 応接室/面談室 事務室 宿直室 洗濯室 汚物処理室 看護・介護職員室 機能訓練室 健康・生きがい施設	設置階 (㎡) 設置階 1・2・3・4階 (1階75.86㎡、2・3・4階18.40㎡) ※1階食堂は機能訓練室と共用 設置階 2・3・4階 (12.09㎡) 設置階 1階 (33.48㎡) 設置箇所 各居室、各浴室 1・4階に共用 設置箇所 各居室、各浴室 1・4階に共用 設置階 1階 (18.20㎡) 設置階 1階 (13.60㎡) 設置階 1階 (13.60㎡) 設置階 1階 設置階 1・2・3・4階(2.26㎡) 設置階 1・2・3・4階(4.04㎡) 設置階 2・3・4階 設置階 1階 (75.86㎡) 他の共用施設との兼用 無・ <u>有</u> (1F食堂) 設置階 (㎡)																											

	外来者宿泊室	設置階 ( m <sup>2</sup> )
	エレベーター ※5	1基(うちストレッチャー搬入可 1基)
	スプリンクラー	設置箇所 全館 (各居室・設備、廊下)
	居室のある区域の廊下幅	両手すり設置後の有効幅員 (1.53m~1.53m)
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 種類 : 緊急コール 設置箇所: 各居室・居室トイレ及び共用トイレ・浴室 安否確認の方法・頻度等 介護状態に応じ1~4時間毎に巡回。	
同一敷地内の併施設設又は事業所等の概要	—	
有料老人ホーム事業の提携ホーム及び提携内容	—	

### 3 利用料

#### (1) 利用料の支払い方式

支払い方式	一時金方式	月払い方式	選択方式
-------	-------	-------	------

#### (2) 一時金方式 (自立の方は、ご利用いただけません。)

費用の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約金は、契約時一括払い。</li> <li>・ 入居一時金は、各年齢の入居一時金償却期間に応じて均等分割払い。</li> <li>・ 月額使用料は、翌月分を口座振替。</li> <li>・ 介護保険 1 割負担分及びその他のサービス費用は前月分を口座振替</li> </ul>
敷金	無・有 ( 円、家賃相当額の か月分)
入居一時金 (介護費用の一時金除く)	① 法第29条第7項に規定される前払金 別紙参照 2 上記以外の一時金
想定居住期間又は償却期間	簡易生命表により想定居住期間を算出
算定の基礎 (内訳)	建設費、固定資産税、修繕費等を基礎とし、想定居住期間等を勘案して算出。詳細は別紙参照
解約時の返還金 (算定方法等)	<p>入居一時金は各年齢の償却期間で毎月均等償却。 解約時の返還金は、居室明渡日の翌日から起算して、60日以内に返還致します。</p> <p><b>【各年齢の入居一時金償却期間】</b> 入居時の年齢により、簡易生命表等により算出。 詳細は、別紙参照。</p> <p><b>【計算式】</b> 返還金＝ (入居一時金－想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する金額) × [償却期間 (月数) －入居月数] ÷ 償却期間 (月数) 月の途中の場合は、1月を30日として日割りにて計算する。 入居時より3月経過後、想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する金額を一括償却する。中途解約は上記計算式にて精算する。</p>

返還の対象とならない額の有無	無・ <input checked="" type="radio"/> (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する金額)													
短期解約特例 (算定方法等)	<p>1. 契約後、入居金償却期間の起算日以前の解約の場合は、解約から60日以内に、受領済みの入居一時金及び月払い利用料の全額を無利息で入居者に返還することとします。</p> <p>2. 入居金償却期間の起算日から3月以内において、本契約第30条に基づく入居者の解約の申し出がなされた場合は、介護保険給付対象外費用として1日当たり(5,300円)、日割り計算に基づく本契約第24条から第26条に定める費用及び第31条に定める原状回復費用を事業者を支払うものとしてします。事業者は当該等費用の支払及び居室の明け渡しを受けた後60日以内に、受領済みの入居一時金及び月払いの利用料の全額を無利息で入居者に返還することとします。</p> <p>3. 月払い方式から一時金方式に契約変更した場合の前項起算日は、一時金方式契約締結日を入居日とします。</p>													
初期償却の開始日	入居日の翌日から入居一時金の償却期間が起算されます。													
介護費用の一時金	円 ～ 円													
算定の基礎 (内訳)	/													
解約時の返還金 (算定方法等)														
返還の対象とならない額の有無								無・有 ( 円)						
初期償却の開始日														
月額利用料	202,800円 ～ 262,800円													
年齢に応じた金額設定	無・ <input checked="" type="radio"/>													
要介護状態に応じた金額設定	<input checked="" type="radio"/> ・有													
料金プラン	月額利用料	内 訳												
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他							
	プランA	75,600	—	64,800	—	30,000	32,400							
	プランB	75,600	—	64,800	—	50,000	32,400							
	プランC	75,600	—	64,800	—	70,000	32,400							
	プランD	75,600	—	64,800	—	90,000	32,400							
	プランA 4F	75,600	—	64,800	—	40,000	32,400							
	プランB 4F	75,600	—	64,800	—	60,000	32,400							
	プランC 4F	75,600	—	64,800	—	80,000	32,400							
	プランD 4F	75,600	—	64,800	—	100,000	32,400							
算定根拠	管理費	共用施設等の維持管理費、事務・管理部門の人的費用												

		介護費用	—																															
		食費	1か月を30日と想定し 10:00の水分・朝食・昼食・おやつ・夕食を提供。																															
		光熱水費	別途請求。																															
		家賃相当額	居室の維持管理費。																															
		その他	上乗せ介護料（人員比率を2.0：1以上に引き上げ）																															
月額利用料に含まれない実費負担等		居室内使用電気代、おむつ代、日用品費、新聞・雑誌等購読費、クリーニング・理美容、個人的な外出の付き添い費用及び交通費、医療機関利用時の医療費自己負担分、レクリエーションの材料費 週3回目以降の入浴、協力病院以外の通院・入退院等の付添費及び交通費、協力病院以外の薬取り、医師の指導による特別食（治療食・栄養補助食品）の提供。																																
介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は1割が自己負担)		<p>特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>182,979円</td> <td>18,298円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>204,934円</td> <td>20,494円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>228,510円</td> <td>22,851円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>250,465円</td> <td>25,047円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>273,392円</td> <td>27,340円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別機能訓練加算 (無・有)、夜間看護体制加算 (無・有) 医療機関連携加算 (無・有)、看取り介護加算 (無・有) 介護職員処遇改善加算 (無・有)</p> <p>介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>64,476円</td> <td>6,448円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>148,107円</td> <td>14,811円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別機能訓練加算 (有・無)、医療機関連携加算 (有・無) 介護職員処遇改善加算 (無・有)</p>							月 額	自己負担額	要介護1	182,979円	18,298円	要介護2	204,934円	20,494円	要介護3	228,510円	22,851円	要介護4	250,465円	25,047円	要介護5	273,392円	27,340円		月 額	自己負担額	要支援1	64,476円	6,448円	要支援2	148,107円	14,811円
	月 額	自己負担額																																
要介護1	182,979円	18,298円																																
要介護2	204,934円	20,494円																																
要介護3	228,510円	22,851円																																
要介護4	250,465円	25,047円																																
要介護5	273,392円	27,340円																																
	月 額	自己負担額																																
要支援1	64,476円	6,448円																																
要支援2	148,107円	14,811円																																

### (3) 月払い方式

費用の支払方法	毎月払い (翌月分を前納)							
敷金	無・有 (960,000円、家賃相当額の6か月分)							
月額利用料	332,800円～376,000円							
年齢に応じた金額設定	無・有							
要介護状態に応じた金額設定	無・有							
料金プラン	月額利用料	内 訳						
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他	
		332,800	75,600	—	64,800	—	160,000	32,400
		376,000	75,600	—	64,800	—	160,000	75,600

算定根拠	管理費	共用施設等の維持管理費、事務・管理部門のPersonnel費	
	介護費用	—	
	食費	1か月を30日と想定し 10:00の水分・朝食・昼食・おやつ・夕食を提供。	
	光熱水費	別途請求。	
	家賃相当額	居室の維持管理費。	
	その他	上乗せ介護料（人員比率を2.0：1以上に引き上げ）	
月額利用料に含まれない 実費負担等	居室内使用電気代、おむつ代、日用品費、新聞・雑誌等購読費、 クリーニング・理美容、個人的な外出の付き添い費用及び交通費、 医療機関利用時の医療費自己負担分、レクレーションの材料費 週3回目以降の入浴、協力病院以外の通院・入退院等の付添費及び 交通費、協力病院以外の薬取り、医師の指導による特別食（治療食 ・栄養補助食品）の提供。		
介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は1割 が自己負担)	特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)		
		月 額	自己負担額
	要介護1	182,979円	18,298円
	要介護2	204,934円	20,494円
	要介護3	228,510円	22,851円
	要介護4	250,465円	25,047円
	要介護5	273,392円	27,340円
	個別機能訓練加算 (無・有)、夜間看護体制加算 (無・有) 医療機関連携加算 (無・有)、看取り介護加算 (無・有) 介護職員処遇改善加算 (無・有)		
	介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)		
		月 額	自己負担額
	要支援1	64,476円	6,448円
	要支援2	148,107円	14,811円
	個別機能訓練加算 (有・無)、医療機関連携加算 (有・無) 介護職員処遇改善加算 (無・有)		
自立の方の付加費用	入居時自立の方の場合は、要支援・要介護認定取得までの間は、月額 75,600円（消費税込）を生活支援費として頂きます。月の途中の場合 は、1月を30日とする日割りで計算します。		

(4) 共通事項

改定ルール（勘案する要素及び改定手続等）	神奈川県に係わる消費者物価指数及び人件費・物価の変動等に基づき、運営懇談会の意見を聞いて決定します。
一時金の返還金の保全措置	<p>保全措置の内容(社団法人全国有料老人ホーム協会の有料老人ホーム入居者基金に加入。当社が個人入居者について基金に拠出金を支払うことにより、万一倒産等に至り、入居者のすべてが退去せざるを得なくなり、かつ入居者から入居契約が解除された場合に、償却機関終了後においても保証金として500万円が入居者に支払われる。(500万円は前払い金総額に対する補償額)</p> <p>無の場合の理由( )</p>
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無・ <input checked="" type="radio"/> 有の場合の保険名(居宅介護事業者賠償責任保険 東京海上日動火災株式会社)
消費税の対象外とする利用料等	入居一時金・家賃相当額
短期利用の設定(短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある)	<input checked="" type="radio"/> 無・ <input type="radio"/> 有 有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要 参照

4 サービスの内容

月額利用料(介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く)に含まれるサービスの内容・頻度等	管理費	共用施設等の維持管理、フロントにおける各種取次ぎサービス、入退院時の手続介助、生活相談。
	食費	1日3食の提供、おやつ、配膳、飲み物。
	その他	
(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	別添 介護サービス等の一覧表による	
月額利用料に含まれない実費負担の必要なサービスとその利用料	別添 介護サービス等の一覧表及び管理規程による	
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容 ※14	日清医療食品株式会社 施設内調理・食品管理	
苦情解決の体制(相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設 ゆうゆうassistナーシングホーム北久里浜 相談窓口 (藤沼) 0120-261-131</li> <li>・ 本社 株式会社Y S Gホールディングス 介護事業部窓口 (一柳) 045-662-2611</li> <li>【第三者機関】</li> <li>・ 社団法人全国有料老人ホーム協会 03-3272-3781</li> <li>・ 横須賀市福祉部 指導監査課 046-822-8411</li> </ul>	



事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）	事故対応マニュアルに基づいて、事故・災害及び急病・負傷等発生の場合職員により的確かつ迅速に応急措置に当たります。また、状況により医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは、救急入院が受けられるよう計らいます。家族対応については、入居者の状態を明確に把握したうえ、管理者（スタッフ）から家族への報告・説明を行います。また、事故についての検証、今後の防止策を講じます。
事故発生の防止のための指針	無 ・ ⑦
損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）	万一事故など発生した場合は、速やかに損害保険等の手配をするなど、解決は向けての誠実な対応を行います。
(社)全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者基金制度への加入状況	協会への加入 無 ・ ⑦
	入居者基金への加入 無 ・ ⑦

## 5 介護を行う場所等

要介護時（認知症を含む）に介護を行う場所	入居している居室で介護します。 ただし、心身の状況により居室移動の場合があります。	
入 を 居 住 後 に 替 居 え 室 る 又 場 合 は 合 施 設	居室から一時介護室へ移る場合（判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等）	—
	従前の居室から別の居室へ住み替える場合（同上）	<u>介護居室から介護居室への住み替え</u> 入居者の状態の変化に伴い、より適切な介護のため必要と判断する場合に、一定の観察期間をおき、医師の意見を踏まえ、本人や身元引受人の同意を得た上で、フロア・居室の変更をしていただく場合があります。その際、タイプの異なる居室変更に伴う家賃の差額がある場合には精算を致します。（居室の階層が変わる場合があります。） <u>入居者からの住み替え申し込み</u> 現居室の補修費用をお支払いいただきます。
	提携ホームへ住み替える場合（同上）	—

6 医療

協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名称	社会福祉法人 日本医療伝道会 総合病院 衣笠病院
	診療科目	内科、精神科 等
	所在地	横須賀市小矢部2-23-1
	距離及び所要時間	約2.2km 10分（車両使用）
	協力内容	夜間緊急入院、定期健康診断
	名称	医療法人社団 愛幸会 久里浜在宅クリニック
	診療科目	内科一般
	所在地	横須賀市久里浜5-9-11
	距離及び所要時間	約2km 15分（車両使用）
	協力内容	健康診断、24時間往診対応
	名称	古屋歯科医院
	診療科目	一般歯科・小児歯科・矯正歯科・予防歯科
	所在地	横須賀市舟倉1-14-5
	距離及び所要時間	約1km 5分（車両使用）
	協力内容	歯科診療（訪問歯科）
	名称	デンタルサポート株式会社
	診療科目	訪問歯科診療
所在地	横須賀市久比里1-24-20	
距離及び所要時間	約2km 15分（車両使用）	
協力内容	歯科診療（訪問歯科）	
入居者が医療を要する場合の対応（入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等）	<p>ホームの協力医療機関または入居者が選択する医療機関において治療を受けることができます。費用については、医療保険制度で支給される以外の費用は入居者負担となります。</p> <p>長期に入院される場合、食費以外の利用料は通常通りのご負担となります。</p>	

7 入居状況等

（平成26年7月1日現在）

入居者数及び定員	38人（定員 40人）		
入居者内訳	性別	男性 8人、女性 30人	
	介護の要否別	自立	0人
		要介護	36人
		要介護1	4人
		要介護2	12人
		要介護3	5人
		要介護4	7人
		要介護5	8人
		要支援	2人
		（内訳）要支援1	2人
要支援2		0人	
未認定	0人		
平均年齢	89.7歳（男性 90.3歳、女性 89.6歳）		

<p>運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の役員を除く参加者数、主な議題等)</p>	<p>開催回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営懇談会は、原則として定例会を年1回開催します。</li> <li>・定例会の他に株式会社YSGホールディングスと入居者のどちらか一方が必要と認められた場合は、臨時交流会を開催するものとします。</li> </ul> <p>運営懇談会の構成</p> <p>ご入居者ご本人および身元引受人の方々、『ゆうゆうassistナーシングホーム北久里浜』の管理者並びに株式会社YSGホールディングス・ゆうゆうassistナーシングホーム北久里浜勤務の職員により構成されます。</p> <p>主な議題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 『ゆうゆうassistナーシングホーム北久里浜』の入居者の状況、入・退去の状況、要介護者等の状況、運営状況。</li> <li>(2) 入居契約書・管理規程等の諸細則の改定。</li> <li>(3) 月額利用料等の改定。</li> <li>(4) 介護サービス基準の改定。</li> <li>(5) その他特に必要と認められた事項。</li> <li>(6) 職員数・介護職員配置体制・資格保有状況の説明等。</li> </ol>
--	--

## 8 職員体制

(平成26年7月1日現在)

	職員数	常勤換算後の		夜間勤務職員数 (時～翌時) (最少人数)	備考 (資格・委託等)	
		人数	うち自立対応			
従業者の内訳	管理者	1( - )				
	生活相談員	1( - )				
	直接処遇職員	34( 13 )	26.6	—	3( 2 )	
	介護職員	30( 11 )	23.9	—	3( 2 )	
	看護職員	4( 2 )	2.8	—		
	機能訓練指導員	1( - )				看護師
	理学療法士	—( - )				
	作業療法士	—( - )				
	その他	1( - )				看護師
	計画作成担当者	1( - )				介護支援専門員
	医師	—( - )				
	栄養士	1( - )				委託
	調理員	6( 6 )				委託
	事務職員	1( - )				
	その他職員	1( - )				
合計	47( 19 )					

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値
要支援1の人数	1.0	1.6	2.0
要支援2及び要介護者の人数	38.5	35.0	36.7
指定基準上の直接処遇職員の人数	11.7	11.7	12.1
配置している直接処遇職員の人数	21.6	22.8	23.6
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の人数の割合	1.7 : 1	1.7 : 1	1.8 : 1
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間160時間で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員	早番 7:00～ 16:00 日勤 9:00～ 18:00 遅番 11:30～ 20:30 夜勤 17:30～ 9:30 準夜勤 21:30～ 9:30	
	看護職員	早番 : ~ : 日勤 9:00～ 18:00 遅番 : ~ : 夜勤 : ~ :	

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況 ※他の資格を持っている職員を（ ）に外数で記入

社会福祉士	0人（ 人）	ホームヘルパー1級	0人（ 0人）
介護福祉士	13人（ 13人）	ホームヘルパー2級	30人（ 13人）
介護支援専門員	1人（ 1人）	ホームヘルパー3級	0人（ 人）
介護職員基礎研修修了	0人（ 0人）	無資格者	0人（ 人）

9 入居・退居等

入居者の条件（年齢、心身の状況（自立・要支援・要介護）等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 満年齢65歳以上で介護保険法における要支援認定または要介護認定を受け、施設の支援を受ければ共同生活を営むことができる心身の状況にあること</li> <li>② 満年齢65歳以上の方で入居時に身の回りの事ができる程度に健康であること</li> <li>③ 入居中の経済的な負担を負えること</li> <li>④ 身元引受人を選任できること（入居金、月々の生活費を支弁できる方）</li> <li>⑤ 必要な場合には施設の提携医により診断を受けること</li> <li>⑥ その他施設が特別の事情により入居の必要があると認めたものは、前項を適用しない。</li> <li>⑦ 伝染性疾患のない方。</li> <li>⑧ 生活保護受給者でない方。</li> </ul>
身元引き受け人等の条件及び義務等	身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負うとともに、事業者が管理規定に定めるところに従い、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。

生活保護受給者の受入れ対応	㊦ ・ 可
施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等	<p>(施設からの契約解除)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが入居契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会的通念上著しく困難と認められる場合に、契約を解除することがあります。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。</li> <li>二 一時金方式においては、月払いの利用料その他支払を正当な理由なく3ヶ月遅滞し、かつ未払金を入居一時金の未償却金額で相殺できないとき。 月払い方式においては、月払いの利用料その他支払を正当な理由なく1ヶ月以上遅滞し、かつ未払金を入居一時金の未償却金額で相殺できないとき。</li> <li>三 当社の了承を得ないまま入居者以外の第三者と同居されたとき。</li> <li>四 第三者への自室の転貸や交換、または利用権を譲渡したとき。</li> <li>五 入居契約書第20条（禁止又は制限される行為）の規定に違反したとき。</li> <li>六 入居者の行動が、他の入居者又は職員の生命に危害を及ぼし又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき。</li> <li>七 本契約締結後に反社会的勢力に該当したとき。</li> </ol> </li> <li>2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続を行ないます。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一 契約解除の通告について90日の予告期間をおく</li> <li>二 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける</li> <li>三 解除通告に伴う予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し移転先の確保について協力する</li> </ol> </li> <li>3 契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第一号及び第二号に掲げる手続を行ないます。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一 医師等専門家の意見を聴く</li> <li>二 一定の観察期間をおく</li> </ol> </li> </ol> <p>(入居契約者による契約解除)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 入居者は事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行なうことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとします。</li> <li>2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日から起算して30日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。</li> </ol>

	入居一時金の返還金は居室明渡日の翌日から起算して60日以内に返還します。
前年度1年間の施設からの契約解除件数	0件
体験入居の期間及び費用負担等	入居者の条件を満たし、所定の健康診断書を提出された方は、原則1週間の体験入居が可能です。 費用は、1日あたり 12,960円（消費税込） 介護保険は適用外となります。

## 10 情報開示

入居希望者等への情報開示 ※20	重要事項説明書の公開	① 公開（閲覧・写し交付）	2 非公開
	入居契約書の公開	① 公開（閲覧・写し交付）	2 非公開
	管理規程の公開	① 公開（閲覧・写し交付）	2 非公開
	財務諸表の公開	① 公開（閲覧・写し交付）	2 非公開
	事業収支計画の公開	① 公開（閲覧・写し交付）	2 非公開

添付書類：「介護サービス等の一覧表」

「短期利用のサービス等の概要」（設定がある場合のみ）

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

年 月 日 説明者署名 \_\_\_\_\_ (印)

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

年 月 日 署名 \_\_\_\_\_ (印)